

○甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

平成19年9月26日

告示第108号

改正 平成21年3月27日告示第38号

平成21年7月17日告示第89号

平成22年7月2日告示第157号

平成23年3月22日告示第55号

平成24年3月28日告示第45号

平成30年1月30日告示第16号

令和3年3月11日告示第42号

令和6年11月27日告示第407号

令和7年1月28日告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事のうち、参加要件に条件を付して行う一般競争入札について、入札参加者（以下「参加者」という。）の申請手続等の負担を軽減し、入札への参加機会を確保するとともに、入札及び契約事務の効率化を推進し、入札及び契約手続の一層の透明性、公平性、公正性及び競争性の向上を図ることを目的とし、事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施する場合の方法について、甲斐市財務規則（平成16年甲斐市規則第47号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円以上の建設工事のうち、指名選考委員会（甲斐市工事請負等入札者指名選考委員会規程（平成16年甲斐市訓令第80号）に定める委員会をいう。以下同じ。）が定めるものについて適用できる。

(入札公告)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づく入札公告（以下「公告」という。）は、甲斐市公告式規則（平成16

年甲斐市規則第1号)に定める方法によるほか、甲斐市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載して行うものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型入札に参加できる者は、甲斐市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていないものであること。
- (2) 甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成30年甲斐市訓令第2号)の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、甲斐市建設工事等入札参加資格再認定取扱要領(平成21年甲斐市訓令第8号)の規定による建設工事入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 対象工事の業種において、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値(P)が一定以上の者であること。
- (7) その他市長が定めた資格を満たす者であること。

2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

(市長が定める資格)

第5条 市長は、前条第1項第7号の参加資格を施行令第167条の5第1項の規定により対象工事ごとに定め、公告するものとする。

2 市長は、前条第1項第7号の参加資格を定めるときは、指名選考委員会に諮り決定するものとする。

(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第6条 共同企業体に発注する対象工事については、この要領のほか、甲斐市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成16年甲斐市告示第78号)によるものとする。

(入札参加等)

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者は、甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を、公告した期日までにファクシミリにより提出するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金及び契約保証金は、財務規則の規定によるものとし、その内容について公告するものとする。

2 入札保証金は、落札者にあつては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後)、その他の者にあつては落札者の決定後に返還するものとする。

(設計図書等)

第9条 設計図書等は、ホームページに掲載又は貸出しするものとし、参加者が必要に応じてダウンロード又は複写して使用するものとする。

2 参加者が設計図書等について質問のあるときは、ファクシミリ等により質問書(様式第2号)を提出するものとし、その質問及び回答は、ホームページに掲載して公表するものとする。

3 設計図書等の掲載期間及び質問期間等は、公告で明示する。

(入札等)

第10条 入札の執行回数は、2回までとする。

2 入札参加者が1者の場合は、失格や無効でない限り、一般競争入札の競争結果として入札した結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、最低入札参加者数を確保する入札にあつては、入札公告等にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止するものとする。

3 参加者は、指定された日時、場所に次に掲げる書類を直接持参し、提出するものとする。

(1) 甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)

(2) 甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第4号)

- (3) 工事施工実績調書（様式第5号）及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- (4) 配置予定技術者調書（様式第6号）
- (5) 建設業許可の写し
- (6) 総合評定値通知書（経営事項審査）の写し（直近のもの）
- (7) その他指定の書類

4 参加者は、市の指定する入札書（様式第7号）を使用するものとする。

5 提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回は認めない。

（公正な入札の確保）

第11条 参加者は、次の事項に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 参加者は、入札に当たり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- (3) 参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

（入札の延期又は中止）

第12条 市長は、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告した事項の変更又は当該入札を延期又は中止することができる。これらの場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

（入札の辞退）

第13条 参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第8号）を入札の前までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

（無効の入札）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 財務規則第162条の規定の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていない入札
- (3) 記名及び押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札
- (8) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒にした入札
- (9) 事前公表入札において予定価格を超える入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき
（開札の立会い）

第15条 参加者は、代理人を定めて開札に立ち合わせる場合及び第17条第3項に規定するくじ引きを行わせる場合は、委任状（様式第9号）を持参させなければならない。

（代理人）

第16条 参加者又は参加者の代理人は、当該入札に対する他の参加者の代理人となることはできない。

2 参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を参加者の代理人とすることができない。

（開札）

第17条 入札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者から順に3番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了する。

2 低入札価格調査基準価格を設けた場合にあつては、前項の落札候補者のほか、調査基準価格を下回る価格で入札した者もすべて保留とし、甲斐市低入札価格調査実施要領（平成16年甲斐市訓令第77号。以下「実施要領」という。）に基づく調査をし、その結果、

適合した履行がされると認められたときは、価格の低い順に落札候補者となる。

- 3 入札額に同額がある場合は、くじ引きで落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 4 入札事務担当者は、入札時に入札経過表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

(落札者の決定)

第18条 市長は、入札日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下第6項及び第7項においても同様とする。）に最も価格の低い落札候補者から順に、申請書及び指定された添付書類を指名選考委員会に諮り審査するものとする。ただし、実施要領に係るものについては、7日以内とする。

- 2 指名選考委員会は、審査の結果、1番目の落札候補者が不合格となった場合、次の順位の者を落札候補者として審査するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、落札候補者が合格したときは、当該候補者を落札者に決定し、速やかに通知するものとする。
- 4 落札候補者は、落札決定までの間、公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合、当該候補者の資格を失う。
- 5 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合、当該落札候補者に入札参加資格不適合通知書（様式第10号。以下「不適合通知書」という。）を送付するものとする。
- 6 不適合通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（様式第11号。以下「要請書」という。）により説明を求めることができる。
- 7 市長は、前項の規定により要請書が提出された場合は、指名選考委員会に諮り受理した日の翌日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。
- 8 不適合通知書の送付を受けた者は、市長が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び第20条に規定する入札結果の公表することを妨げることはできない。

(費用の負担)

第19条 入札書等の作成、提出等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第20条 市長は、落札決定をしたときは、遅滞なく、入札結果を甲斐市発注予定工事等情報及び競争入札結果等公表要領（平成21年甲斐市訓令第9号）に基づき公表するものとする。

(異議申立て)

第21条 参加者は、入札後、説明書、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、事後審査型入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第1項の設計図書等は、当分の間、総務部アセットマネジメント推進課において閲覧、貸出しに供することも可能とする。

附 則（平成21年3月27日告示第38号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日告示第89号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月2日告示第157号）

この告示は、公布の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第45号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日告示第16号）

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日告示第42号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月27日告示第407号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定の施行の際現に市から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が令和6年12月2日以後に当該告示の規定による事業の利用又は申請等をする場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、法第10条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和13年法律第60号。これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該保険証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和6年12月2日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、令和6年12月2日から起算して1年間とする。）は、なお従前の例による。

附 則（令和7年1月28日告示第9号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書

年 月 日

甲斐市長 様

住 所
商号・名称
代表者氏名
(担当部署及び担当者名)
TEL FAX

年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、入札参加の申出をします。

なお、入札参加資格要件をいずれも満たしており、この申出書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札番号	
工事名	

入 札 参 加 資 格 要 件

1 経営事項審査事項

許可番号	
業種・許可区分	工事(特定・一般)
総合評定値(P)	点
審査基準日	年 月 日

2 工事施工実績事項

工事名	
工事場所	
発注者名	
契約金額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事概要	

3 技術者事項

(1) 当該工事配置予定技術者 氏名	生年月日	年 月 日
(2) 当該工事配置現場代理人 氏名	生年月日	年 月 日

- 注1 この申請書に押印は不要です。受付期限までにファクシミリで送付してください。
2 総合評定値(P)は経営事項審査の総合評定値(P)を記入してください。
3 入札時に各事項を証明する関係書類を提出してください。
4 工事施工実績は、当該工事と同種又は類似の工事を記載してください。
5 配置技術者及び現場代理人は、入札日までに所属会社と3か月以上の雇用期間が必要です。
6 現場代理人は、工事現場に常駐するので他の現場との兼務はできません。

様式第2号(第9条関係)

質 問 書
(ファクシミリ 送付票)

送 信 先

甲斐市役所 _____ 課

担 当 者 _____

送 信 元

商号又は名称 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____ FAX番号 _____

入 札 番 号	
事 業 名	
工 事 名	
質 問 事 項	

様式第3号(第10条関係)

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

甲斐市長 様

住 所

商号・名称

代表者氏名



年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、添付書類を添えて入札参加資格確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札番号	
工事名	

添付書類

- 1 甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第4号)
- 2 工事施工実績調書(様式第5号)及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- 3 配置予定技術者調書(様式第6号)
- 4 建設業許可の写し
- 5 総合評定値通知書(経営事項審査)の写し(直近のもの)
- 6 その他本件指定の書類

様式第4号(第10条関係)

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表

商号・名称 _____

要件等	内 容	備 考
1 地方自治法施行令 第167条の4第1項 第167条の4第2項	該当する ・ 該当しない 該当する ・ 該当しない	
2 建設業の許可及び有効期限	工事 特定・一般 年 月 日から 年 月 日まで	
3 甲斐市の入札参加資格	当該業種() 等 級()	工事にあたって等級指定のない業種は、記入不要。
4 設計業務等受託者との関係	有 ・ 無	条件指定がある場合のみ記入
5 経営事項審査の総合評定値(P)	点	
6 同種・類似公共工事の元請としての実績	有 ・ 無	様式第5号「工事施工実績調書」に記載
7 監理(主任)技術者の配置	①資 格 有 ・ 無 ②工事経験 有 ・ 無	様式第6号「配置予定技術者調書」に記載
8 甲斐市の指名停止措置	該当あり ・ 該当なし	

注1 2は今回申請の工事種別について記載してください。

2 4は条件指定した場合のみ記入してください。

3 内容については、記入するもの以外は該当するものを○で囲んでください。

様式第5号(第10条関係)

工 事 施 工 実 績 調 書

商号・名称 _____

入札番号		契約番号	
件名			

実績要件等の工事施工実績

工 事 名			
発 注 者 名			
施 工 場 所			
契 約 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)		
工 事 概 要			
項 目	形 式 ・ 数 量 等		

注1 工事施工実績は、1件あれば可とします。

2 調書に記載した工事施工実績が確認できる次のいずれかの書類を添付してください。

ただし、工事施工実績が甲斐市から元請として請負った工事の場合は、添付書類を省略することができます。

- ① 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- ② CORINS(工事实績情報サービス)の竣工時の工事カルテの写し
- ③ 請負契約書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等施工実績を確認できる書類

様式第6号(第10条関係)

配置予定技術者調書

商号・名称 _____

フリガナ氏名			
生年月日	年 月 日		
資格区分			
監理技術者証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(年 月 日 交付)	
従事中の工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(完成期限 年 月 日)	
工事名・業務名			
発注者名			
当該契約金額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
監理・管理技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人・照査技術者		
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 入札日までに3か月以上の雇用関係がある。 <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない。 <input type="checkbox"/> 建築士事務所の監理建築士ではない。		
配置予定技術者の工事経歴 (以下は要件として工事経歴が求められていない場合は記入不要です。)			
入札番号		契約番号	
工事名			
発注者名			
契約金額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事概要			

注1 資格区分には、法令による資格・免許の名称、その取得年月日及び登録番号を記入してください。

2 工事経歴の欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について、類似のものがない場合は、その他主要な工事について記入してください。

3 配置予定技術者の資格が確認できる書類を添付してください。

4 配置予定技術者の3か月以上の雇用関係が証明できる書類を添付してください。(資格確認書等の写し等)

5 現場代理人及び技術者通知書提出時にこの配置予定技術者を変更することは出来ません。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

契約担当者
甲斐市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 書

閲覧に供された設計図書及び甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書等、了承のうえ入札します。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札番号 第 号

事業名

工事名

工事場所

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 辞 退 届

年 月 日入札の下記の事業に係る甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札について入札参加の申し出をしましたが、都合により入札を辞退します。

記

入札番号 第 号

事業名

工事名

辞退の理由

様式第9号(第15条関係)

委 任 状

私は、今般 _____ を代理人と定め、甲斐市において行われます
下記の入札案件の入札及び開札に関する一切の権限を委任します。

記

入札番号 第 _____ 号

事業名 _____

工事名 _____

_____ 年 月 日

甲斐市長 _____ 様

委任者 住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

受任者 住 所 _____
氏 名 _____

様式第10号(第18条関係)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

甲斐市長



入札参加資格不適格通知書

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格要件を審査した結果、下記理由により入札参加資格要件を満たさないと認め、無効としたので通知します。

記

公 告 日	
開 札 日	
事 業 名 工 事 名 工 事 場 所	
入札参加要件を 満たさないと 認めた理由	

<異議申立てについて>

入札参加要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知を受けた翌日より起算し閉庁日を除いた3日以内に様式第10号の説明要請書を総務部アセットマネジメント推進課へ提出してください。

以上

様式第11号(第18条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

商号・名称
代表者氏名



所在地
電話番号

説 明 要 請 書

年 月 日付け、第 号で入札参加資格不適合通知を受け
ましたが、下記のとおり入札参加資格を満たしていないとされた理由の説明を要請します。

なお、甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札試行要領第18条第8項の規定を遵守しま
す。

記

1 説明要請の対象となる件名

入 札 番 号	
件 名	
入 札 日	年 月 日

2 説明要請に係る事項

--

3 2の説明要請を求める根拠となる事項

--

- 様式第1号 (第7条関係)
- 様式第2号 (第9条関係)
- 様式第3号 (第10条関係)
- 様式第4号 (第10条関係)
- 様式第5号 (第10条関係)
- 様式第6号 (第10条関係)
- 様式第7号 (第10条関係)
- 様式第8号 (第13条関係)
- 様式第9号 (第15条関係)
- 様式第10号 (第18条関係)
- 様式第11号 (第18条関係)